

6－9 デマンド型交通つくタク AI オンデマンドシステム導入及び運行業務委託 仕様書

第1章 総則

1 業務名

6－9 デマンド型交通つくタク AI オンデマンドシステム導入及び運行業務委託

2 業務目的

市内の公共交通網を構築するため、主に地区内の移動手段を担う支線としてデマンド型交通（以下、「つくタク」という。）を運行することで、幹線及び支線による交通ネットワークを形成し、交通網の充実を図り、移動の利便性を向上させ、更なるまちづくりを推進する。

また、令和4年度つくば市公共交通活性化協議会において示された「つくタクの最終目標を見据えたロードマップ」に基づき、令和7年度からAI オンデマンドシステム（以下、「システム」という。）を導入し、予約の取りづらさを解消するとともに輸送効率を上げることで、つくタクの利用者増を図る。

3 適用範囲

本仕様書は、委託者（以下、「甲」という。）が実施する本業務に関し必要な事項を定めるとともに、受託者（以下、「乙」という。）が履行しなければならない事項を定めたものである。

4 業務対象区域

つくば市内全域

5 履行期間

契約締結の翌日から令和10年3月31日まで

6 疑義

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、甲と乙で協議の上、乙は甲の指示に従い、本業務を実施するものとする。

7 業務の一括再委託の禁止

乙は、本業務の全てを一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。乙は、業務の一部を第三者に再委託又は請け負わせる場合は、本仕様書で別

に定めるものを除き、事前に甲の承諾を得なければならない。

8 関連する法令等の順守

本業務の実施に当たり、乙は関連する法令等を遵守しなければならない。

9 打合せ

乙は、本業務の趣旨を熟知し、本業務履行期間中においては、甲と打合せを綿密に行い、進捗状況を随時報告するとともに、打合せ記録簿を作成し、甲の承認を得るものとする。

10 個人情報等の取り扱い

本業務における個人情報の取り扱いについては、別紙1「個人情報等の取扱業務に関する特記仕様書」のとおりとする。

11 損害賠償

乙は、本業務中に生じた乙の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には、乙が一切を処理するものとする。

12 資料の貸与

乙は、本業務に必要な資料を甲より借り受けるものとするが、借り受けた資料について適正な管理を行うとともに、管理における一切の責任を負うものとする。

13 成果品の帰属

本業務で履行した内容は全て甲の所有とし、甲の承諾なくして貸与、公表、使用してはならない。

14 費用負担

本仕様書で別に定めるものを除き、乙が本事業を実施する上で要する一切の費用は、全て乙の負担とする。

15 業務委託料の支払い

(1) 甲と乙の間で、年度毎に委託料の支払いに関する確認書を締結するものとする。

(2) 確認書では、該当年度の委託料について以下の内容を定めるものとする。

- ・ 全体事業費
- ・ 運賃収入等予定額

- ・ 委託料（甲負担額）
 - ・ 概算払い額（４、７、１０、１月）
- (3) 乙は、確認書で定めた概算払い額を、該当する月毎に甲へ請求するものとする。
- (4) 本業務の終了後、乙は速やかに委託料の精算を行うものとする。精算に伴い、該当する年度の運賃収入額が確認書で定めた運賃収入等予定額を超過した場合は、超過分を甲へ戻入するものとする。戻入に当たっては、甲からの請求に基づき、請求を受けた日から30日以内に甲が指定する口座へ振り込むものとする。
- (5) 乙は、該当する年度の運賃収入額が確認書で定めた運賃収入予定額に達しなかった場合、又は運行期間内に車両の運行が不能になった場合において、天変地異等の不可抗力又はやむを得ない理由による場合を除き、甲に対し当該運行に係る一部負担額を請求しないものとする。

16 契約保証金の取扱

つくば市契約規則（平成９年１０月２２日 規則第７０号）第３３条に規定する契約保証金は、これを免除する。

第２章 業務内容

17 運行概要

原則、以下(1)から(9)までの内容によりつくタクを運行する。ただし、変更等が必要なときは、甲と乙で協議の上、決定する。なお、特に記載のない事項については別紙「つくタクガイド令和６年４月版」（以下、「つくタクガイド」という。）に定める。

(1) 運行形態

道路運送法第４条に定める一般乗合旅客自動車運送事業に基づく許可とする。

(2) 運行方法

ア 予約状況に応じてシステムが最適な運行ルートを決する乗合方式とする。

イ システムからの配車指示があり次第、随時運行を行うものとする。

(3) 運行区域及び乗降場所

ア 基本運行区域

市内旧町村を基本とする５地区（筑波地区、大穂・豊里地区、桜地区、谷田部地区、荃崎地区）とする。乗降場所及び運賃はつくタクガイドのとおりとする。

イ 共通ポイント

全地区から運行することが可能な乗降場所（９か所、出産支援運賃割引証所

持者はさらに3か所)を設定する。

ウ 特例ポイント

各地区から運行することが可能な地区外の乗降場所を設定する。

(4) 自宅利用登録

ア 概要

自宅を乗降場所として利用を希望する自宅利用登録をした者（以下、「自宅利用登録者」という。）に限り、自宅と乗降場所間の移動を可能とする。

イ 登録方法

Web 申請及び書類申請とする。

ウ 手数料

手数料は無料とする。ただし、書類申請に郵送料等の費用が発生する場合は、利用者の負担とする。

エ 審査

- ・利用者が登録を希望する自宅が、つくタクの送迎に支障がないことを確認の上、登録すること
- ・利用者が登録を希望する自宅が、つくタクの送迎に適していない場所にあると判断される場合は、現地確認を行うこと。現地確認の結果、つくタクの送迎に支障があると判断される場合は、速やかに当該利用者に連絡し、より安全な自宅付近の乗降場所を提案すること

オ 登録完了のお知らせ

自宅利用登録申請があった日から2週間以内に自宅を登録し、自宅を登録したことが利用者にわかるようにすること

カ その他

既存の自宅利用登録者への対応については、「18 業務内容」内の「(4) 既存の自宅利用登録者への対応に係る業務」に定める。

(5) 運行期間

ア システム導入準備期間

契約締結の翌日から令和7年2月28日まで

イ デモ運行期間

令和7年3月1日から令和7年3月31日まで

※原則、つくタクの本運行時間外に実施すること

ウ つくタク運行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

※ただし、令和7年3月25日から、4月1日利用分の予約が開始できるようにすること

(6) 運行日時

平日9:00から17:00までとする（土日祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く）。

(7) 運行車両数及び配車内訳（別表1「運行事業者及び車両一覧」参照）

ア 合計	20台（セダン14台、ワゴン6台）	
イ 内訳	筑波地区	セダン4台
	大穂・豊里地区	セダン3台、ワゴン1台
	桜地区	セダン3台
	谷田部地区	セダン4台、ワゴン2台
	荃崎地区	ワゴン3台

(8) 運賃設定

つくタクガイドのとおりとする。ただし、運行開始までに運賃の改訂を実施する場合は、甲の指示に従い、運賃の改訂に対応することとする。

(9) 割引制度及び利用条件（各種割引制度の併用は不可）

つくタクガイドのとおりとする。

(10) 支払方法

つくタクガイドのとおりとする。それ以外の支払方法については、別紙「6-9 デマンド型交通つくタクAIオンデマンドシステム導入及び運行業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）」の内容に従い、提案すること

(11) 予約方法

- ア 電話予約及びスマートフォンアプリやブラウザ等によるWeb予約（以下、「Web予約」という。）とする。
- イ 即時予約と事前予約の両方に対応する。
- ウ 事前予約は、利用予定日の7日前から開始すること。ただし、利用予定日の7日前が休日（土日祝日又は年末年始（12月29日か1月3日まで）だった場合、電話予約は翌営業日からの開始とする。
- エ Web予約は、24時間受付可能とする。
- オ 電話予約の受付時間は、つくタクガイドのとおりとする。なお、当日予約は、17:00までに目的地に到着する予約まで受け付ける。

18 業務内容

以下(1)から(6)の業務を実施することとする。

(1) システムの導入に係る業務

令和7年2月28日までに以下の業務を実施し、令和7年4月1日から滞りなくつくタクを運行できるような環境を整えること

システム構築・保守・運用業務

1 設計・協議	1 別表2「システムの機能及び要件」の内容を基に、甲と協議の上、利用者及びつくタクを運行する地元交通事業者（以下、「運行事業者」とする。）に配慮して設計すること 2 今後のつくタク事業やつくバス等の外部の交通データとの連携等に応じた拡張性に配慮して設計すること 3 システム障害時には、影響を最小限にとどめることができるシステム構成・機能にすること 4 業務の進捗管理を遺漏なく行うこと
2 システム構築	「17 運行概要」に合わせたつくタクの運行が可能なシステムであることを前提に、別表2の内容に沿ったシステムを構築すること
3 セキュリティ要件	1 つくば市情報セキュリティポリシーを遵守すること 2 WAF（ウェブアプリケーションファイアウォール）を導入すること 3 コンテンツ改ざん検知機能を導入すること 4 IDS／IPS（不正侵入検知・防御システム）を導入すること 5 データセンターが国内にあること 6 最新のセキュリティパッチが適用される体制であること 7 個人情報保管されるデータベースは公開サーバと別セグメントに設置するものとし、通信経路の限定やアクセスできる者の認証を確実に行うなどのセキュリティ対策を施すこと 8 Webページは全て通信の暗号化を行うこと 9 データのバックアップが適切に施され、データに異常があった場合でも復旧を可能とする体制を整えること 10 管理画面にWeb上の通信を利用してアクセスを行う場合、管理画面にアクセスできるIPアドレスの限定や適切な認証を行うなどの不正アクセス対策を講じること 11 Webとの接続点にはファイアウォールを導入し、通信経路の制御を行うこと 12 Web上での個人情報の取り扱いについては、甲と協議を行い、その指示に従うこと

	4 システム保守・運用	1 システムの保守・運用に必要な備品は、乙が用意すること。ただし、乙がすでに所有する既存のものと併用で使用しても差し支えない。また、別表3「貸与可能な備品一覧」の備品に関しては、甲から無償貸与することができる。ただし、別表3の備品は、令和7年4月1日以降、準備ができ次第の貸与となる。 2 システムの保守・運用業務に係る電話基本料金、通話料金、インターネット回線使用料等の通信費は全て乙が負担すること 3 システムメンテナンスは、つくタクの運行時間外、かつ利用者への影響が少ない時間帯（深夜など）に実施すること 4 つくタクの運行時間内において、つくタクの運行や予約受付に支障をきたすシステム障害が発生した際は、30分以内に復旧の措置を講じ、障害の原因や対応状況について甲に随時報告すること
システム導入・運営支援		
	5 利用方法の説明・指導	1 運行事業者への説明及び指導を行うこと 2 利用者を対象にしたデジタルデバイド講習会を開催すること
	6 その他支援	甲が地域住民や運行事業者、関係各所への説明及び協議を行うに当たり、企画の立案や資料の作成等に関して支援を行うこと

(2) 運行事業者との調整に係る業務

乙と運行事業者との間で契約を締結し、乙の指示のもと、つくタクの運行に必要な以下の体制を整えること

車両の借り上げ			
1 契約		1 一般乗合旅客自動車運送事業の経営許可を有し、市内に本社又は営業所がある別表1の運行事業者と乙との間で契約を締結し、運行車両及びデマンド型交通車両の乗務員（以下、「つくタク乗務員」という。）を含む人員を確保すること。車両1台当たりの借り上げ料は以下のとおりとする。	
		車両タイプ	借り上げ料（税抜） 台数

	セダン	23,000円/日	14台
	ワゴン（ジャンボタクシー）	25,000円/日	6台
	2 運行事業者は乙からの指示に基づき運行すること 3 事故やクレーム時の対応及び報告等を運行事業者と取り決め、甲への報告を速やかに行うこと 4 運行事業者の運行に関する資質向上及び接遇の充実を図るため、1年に1回以上研修等を実施すること 5 事故や苦情の多いつくタク乗務員や運行事業者については、客観的な事実を元に、研修や改善命令を行うこと。研修や改善命令実施後も改善が見られない場合は、乗務員の交代、交代ができない場合は、市内の新たな運行事業者を参入させるなど適切な対応をすること。また、早発等の運行規則を守れないつくタク乗務員及び運行事業者についても同様の扱いとし、契約変更を含めた対応を迅速に行える契約内容とすること		
車両の管理			
2 車載設備	運行車両には以下の設備を設置すること 1 甲が支給するマグネット 2 車両には車外と車内の撮影及び音声を録音できるドライブレコーダー 3 次の要件を満たす車載機器 ① 携帯電話網（LTE）等の外部通信機能を有していること ② つくタク乗務員が視認可能な画面サイズを有していること ③ 車両に安定して取り付け可能であること。また、取り外しについても簡単にできること ④ つくタク車両の現在位置（緯度経度）を取得可能なモジュール（GPS受信機等）を搭載していること。また、取得した緯度経度は、システムへ逐次送信できること		

3	事故対応 及び損害補 償	事故（対人、対物、自損）等が発生し、第三者に損害を与えた場合は、損害賠償の責任は事故（対人、対物、自損）等を起こしたつくタク乗務員が属する運行事業者が負うものとする。
---	--------------------	---

(3) つくタクの運行に係る業務

令和7年4月1日以降のつくタクの運行に当たっては、以下の内容に従うこと

運行に関する基本事項		
1	運行手続	国土交通省関東運輸局等への申請・許認可に必要な書類作成（つくば市公共交通活性化協議会に関する資料は除く）を含めたつくタクを運行するために必要な手続きを、運行事業者が運行開始までに遅延無く確実に行うため、乙がサポートすること。なお、運行開始後に運行内容に変更等が生じた場合についての手続きも同様とする。
2	運行方針	1 つくタク乗務員は、安全運転及び利用者に対する接遇サービスの向上に努めること 2 つくタク乗務員の休憩時間は関係法令に定められた時間を確保すること 3 多くの利用者が移動できるように効率的に配車すること
3	運行管理	1 つくタクの運行に当たっては、管理者1名を配置すること 2 管理者は、甲及び運行事業者との窓口となり、報告及び調整等の業務を行うこと 3 平日8:30から17:15までは、甲及び運行事業者からの電話及び電子メール等による問合せに対応すること。ただし、緊急時においては上記時間帯以外でも対応すること 4 つくタク運行時には、つくタク乗務員に携帯電話を支給し、管理者とつくタク乗務員が連絡可能な体制を構築すること。管理者との連絡用の携帯電話及びその通信費は、全て乙が負担すること。 5 事故（対人、対物、自損）等が発生した場合に、30分以内に管理者又はその代理者が現場まで移動可能な体制を構築すること。ただし、運行事業者が代理者となるこ

		とはできない。 6 オペレーターでは対応が難しい利用者、つくタク乗務員等からの質問、意見、苦情等には、管理者が対応すること
電話受付 ※Web予約に関する業務については「(1) システムの導入に係る業務」を参照すること		
4 予約受付体制		1 予約受付業務に必要な電話機等の備品は、乙が用意すること。ただし、乙がすでに所有する既存のものと同併用で使用しても差し支えない。また、別表3の備品に関しては、甲から無償貸与することができる。ただし、別表3の備品は、令和7年4月1日以降、準備ができ次第の貸与となる。 2 専用の電話回線を設定すること 3 電話番号は、可能な限り現在のつくタク予約センターの電話番号を使用すること。なお、電話番号は甲から貸与する。 4 現在のつくタク予約センターの電話番号を継続使用しない場合は、既存の自宅利用登録者へ新たな電話番号を周知するための施策を講じること 5 予約受付業務に係る電話基本料金、通話料金、インターネット回線使用料等の通信費は、貸与されたものを含め、全て乙が負担すること
5 オペレーターの設置		1 電話での予約受付時間中は、原則として、管理者（1名）及びオペレーター（6名）を配置し、常に6回線で電話受付可能な体制を整えること。なお、電話予約の利用者数が大きく変化した場合は、甲と乙で協議の上、オペレーターの配置及び回線数を変更することができる。 2 オペレーターは下記「予約及び登録受付」に関する業務を行うものとする。本業務への専属は求めないが、予約受付時間中は、常に本業務に対応できる体制にすること 3 管理者及びオペレーターのサービスの質を担保するための研修を半期に1回以上実施すること

	6 予約及び登録受付	1 利用者等からの質問、意見及び苦情等には、誠意をもって対応すること 2 利用者からの電話による予約の受付の代行及び問合せ対応を行うこと 3 利用者からの電話による自宅利用登録希望に対して、登録方法の案内を行うこと
事故対応		
	7 トラブル対応	1 事故（対人、対物、自損）等が発生した場合 ① 事故発生後、速やかに運行事業者から管理者に報告させること ② 管理者又はその代理者は速やかに現場に移動し、対応状況を甲に随時報告すること ③ 管理者は運行事業者に報告書を提出させること ④ 管理者は甲に報告書を提出すること 2 その他トラブルの場合 ① トラブル発生後、速やかに運行事業者から管理者に報告させること ② 管理者はトラブルに対して適切に対応し、トラブルの解消に努めること。なお、必要に応じて甲に指示を仰ぐこと ③ 管理者は対応したトラブルについて甲に報告すること。ただし、重要なものは書面で報告すること
実績報告		
	8 月間報告	次の項目を記載した書類を、当該月の翌月の10日までに、紙及びデータで甲に提出すること ・ 運行実績（日別・時間帯別・地区別の利用者数及び利用者属性内訳、走行距離等） ・ 予約状況（全予約記録、乗降場所別予約件数、キャンセル件数等） ・ 会計実績（運賃収入額、利用券回収額、車両借上料、人件費等の支出額） ・ 普及広報活動実績 ・ 自宅利用登録者実績 ・ その他本業務の実施状況の確認に必要な書類

9 業務完了 実績報告書	年度末に業務完了後、事業終了後10日以内に、次の項目を記載した書類を、甲に紙及びデータで提出すること ・ 運行等実績報告書（事業に要した経費、収入額、委託料額、戻入額等） ・ 自宅利用登録実績報告書 ・ 乗車人数実績報告書
10 その他	甲の指示に従い、随時必要なデータを提供すること

(4) 既存の自宅利用登録者への対応に係る業務

ア 電話予約利用者への対応

乙は、甲から提供される既存の自宅利用登録者情報（参考：直近3年間に利用のあった自宅利用登録者数は約2,600人）をシステムに移行し、既存の自宅利用登録者が令和7年4月1日以降に電話で予約を行った場合、これまでと同様に自宅からつくタクを利用できる環境を整えること

イ Web 予約利用者への対応

- ・ 乙は、実施要領に従い、Web 予約利用者への対応を提案すること
- ・ 乙からの提案内容を基に、甲と乙で協議の上、対応を決定する。

(5) 乗降場所の追加、移設及び廃止に係る業務

甲からの要請に応じて、乗降場所の追加、移設及び廃止を行うこと（3か月に1回程度）

(6) ホームページに係る業務

ア ホームページを作成し、つくタクの利用を促進すること

イ 内容は、甲と乙で協議の上、決定するものとするが、現在のつくタクホームページ（<https://www.tsukuba-demandtaxi.com>）と同程度のものとする

ウ 自宅利用登録のWeb 申請フォームを用意すること

エ ホームページの作成及び更新にかかる費用は、全て乙の負担とすること

オ ホームページのドメインは、甲が設定するものを使用すること。乙の独自ドメインを使用する場合は、利用終了後半年間は当該ドメインを保持し、利用者にドメインが利用終了した旨を周知できる期間を確保することと

(7) 関係者連絡会議に係る業務

ア 年3～4回程度、関係者連絡会議を開催すること

イ 甲と協議の上、会議資料の作成や会議での説明等を行うこと

ウ 会議終了後、速やかに議事録を作成し、甲に提出すること

本業務の成果品として、以下の資料の電子データ及び印刷物（２部）を提出すること。なお、(1)及び(2)は令和６年度事業終了後に提出するものとし、(3)、(4)及び(5)は各年度の事業終了後に提出すること

- (1) 利用者、つくタク乗務員、管理者用マニュアル
- (2) システム構成図
- (3) 業務報告書一式
- (4) 打合せ記録簿
- (5) その他委託作業により作成した資料一式

別表 1：運行事業者及び車両一覧（令和 6 年 7 月現在）

番号	事業者名	住所	号車	車両タイプ
1	植松タクシー有限公司	つくば市沼田 282-1	筑波 1	セダン
2	登坂タクシー有限公司	つくば市作谷 1027-2	筑波 2	セダン
3	大曽根タクシー株式会社	つくば市花畑 3-19-4	筑波 3	セダン
4			大穂 5	セダン
5	新栄タクシー有限公司	つくば市篠崎 792-2	筑波 4	セダン
6			大穂 6	セダン
7			茎崎 17	ワゴン
8	株式会社フジ急	つくば市天久保 2-7-9	大穂 7	ワゴン
9			茎崎 18	ワゴン
10	有限会社旭タクシー	つくば市今鹿島 2492-2	豊里 8	セダン
11	株式会社上郷タクシー	つくば市東光台 2-18-6	谷田部 9	ワゴン
12	新興タクシー有限公司	つくば市上ノ室 1207-1	桜 10	セダン
13	土浦タクシー株式会社	土浦市粕毛 657-9	桜 11	セダン
14	関鉄タクシー株式会社	つくば市梅園 2-1-9	桜 12	セダン
15			谷田部 15	ワゴン
16			谷田部 20	セダン
17	有限会社天川タクシー	土浦市天川 1-25-10	谷田部 14	セダン
18	有限会社佐藤タクシー	つくば市谷田部 2014-2	谷田部 19	セダン
19			谷田部 13	セダン
20			茎崎 16	ワゴン

※セダン（クラウン、カローラ等）、ワゴン（ハイエース、キャラバン）

別表 2：システムの機能及び要件

機能		要件
1 配車機能	1	利用者又はオペレーター（入力代行を想定）を介した予約入力に応じて、システムが人手を介さず効率的な自動配車を行い、瞬時に運行車両へ配車データを配信できること
	2	予約に応じた最適な車両の割り当て及びルーティングにより、各運行区域毎（合計で月 5,000 人程度）の利用意向に対して、車両 20 台での対応を可能とすること
	3	約 700 箇所程度の乗降場所（共通及び特例ポイント）の名称・位置及び約 6,000 箇所程度の自宅利用を登録できること
	4	乗降場所毎に組み合わせ可能な乗降場所が制限できること（例：乗降場所 A から B と C に行くことはできるが、B から C に行くことはできない）
	5	車両毎に運行可能な区域を設定（制限）できること
	6	分単位で乗客が希望する出発時刻又は到着時刻のいずれかを条件に、車両を配車することができること
	7	最大乗車人数を車両毎に設定（制限）できること
	8	乗客が希望する出発時刻及び到着時刻に対するバッファ時間を設定及び変更できること（例：希望乗車時刻と配車時刻の差が 10 分以内であれば配車確定であったが、利用状況が芳しくないため 30 分以内に変更する）
	9	乗合によって発生する迂回時間を設定及び変更できること
	10	8 及び 9 に関しては、半年に 1 度（システム導入から半年間は 1 か月に 1 度）パラメーターの見直しを行い、車両運用及び利用者の利便性の観点から、最適な設定を行うこと
2 予約機能	1	利用者が Web 予約により、24 時間 365 日予約を行うことができること
	2	利用者又はオペレーターがシステム内で希望する発着箇所及び発着時刻を入力したときに、希望に近い予約候補が表示され、選択できること
	3	利用者又はオペレーターが自ら予約確認、予約変更及びキャンセルの操作ができること
	4	利用日の 7 日前の午前 0 時から当日乗車直前まで予約を受付できること

	5	利用者の予約上限回数を設定できること。このとき、各利用者が保持する予約ストック数は利用者及び管理者に常時把握され、上限を超えた予約を行うことはできないが、ストックされた予約が1回消費されたタイミング（降車完了時点）で、予約ストック数が1回減り、当該利用者は新規の予約が可能になること
	6	オペレーターが利用者の予約を代行して登録できること。また、オペレーターが利用者の予約確認及びキャンセルを行えること
	7	実施要領に従い、提案した支払方法を設定できること。なお、実際に設定する支払方法は、乙からの提案内容を基に、甲と乙で協議の上、決定する。
	8	アカウント毎に自宅1か所を乗降場所として登録することができ、かつ当該アカウント利用者のみが乗降場所として利用ができること。また、登録した乗降場所は当該アカウント利用者のみに表示され、選択できること（他の利用者は乗降場所として表示されず、選択できない）
3 運行管理機能	1	管理者及びオペレーター毎にIDとパスワードを設定し、システムにログインする機能を有すること
	2	ログイン可能なユーザーの登録及び削除等の管理ができること
	3	つくタク利用者の住所、氏名、電話番号等の情報を入力及び更新できる機能を有すること
	4	自宅を登録及び削除できる機能を有すること
4 車両管理機能	1	利用者が、予約したつくタク車両の位置を把握できる機能を有すること
	2	つくタク車両の位置情報を、時間及び運行状態（運行、回送、休憩等）と紐づけられたデータとして、自動的に取得及び蓄積可能な機能を有すること
5 利用実績抽出機能	1	システムに蓄積された利用者の実績情報を、以下の項目について、交通計画等の集計・分析作業に容易な様式及びCSV等の汎用的なフォーマットで抽出する機能を有すること ① 利用者毎の予約一覧（利用者情報、希望時間、予約成立可否、予約日時、乗降場所、人数、運賃、車両等） ② 月別利用者数の推移 ③ 予約毎の走行時間と走行距離 ④ 車両毎の走行距離 ⑤ 運行エリア別の予約成立状況

		⑥ 予約キャンセル数の推移 ⑦ つくタク乗降場所別の利用者数の推移
	2	システムに蓄積された車両の位置情報から、以下の項目に関する情報が抽出可能な機能を有すること。なお、実績情報は、交通計画等の集計・分析作業に容易な様式及び CSV 等の汎用的なフォーマットで簡便に抽出できること ① 車両の運行情報（月・日・時間帯別） ② 車両の移動距離（月・日・時間帯別） ③ 車両の稼働時間（月・日・時間帯別） ④ 車両の平均乗車人数（月・日・時間帯別） ⑤ 車両の乗り合い率（月・日・時間帯別）

別表３：貸与可能な備品一覧

No	品名	規格型式	個数	取得年月
1	24 型液晶ディスプレイ	VL-B24-8T	8	平成 29 年 9 月
2	23.8 型液晶ディスプレイ	LCD-AD243EDSW	8	平成 29 年 9 月
3	Vol ルーターNVR500	NVR500	3	平成 29 年 9 月
4	HUB	SWX2100-8G	1	平成 29 年 9 月
5	マルチ防塵ラック	MR-FAMULTKN	1	平成 29 年 9 月
6	CTI アダプター	MX6000	1	平成 29 年 9 月
7	NEC UNIVERGE Aspire WX		1	令和 2 年 7 月
8	タブレット	Tab M10 HD	22	令和 4 年 6 月
9	無停電電源装置 (UPS)	BY50S	8	令和 4 年 6 月

※上記備品は、令和 7 年 4 月 1 日以降、準備ができ次第の貸与となる。

参考１：つくタク運行事業者の運行可能区域（令和６年７月現在）

事業者名	筑波	大穂・豊里	桜	谷田部	荃崎
植松タクシー有限公司	○				
登坂タクシー有限公司	○				
大曾根タクシー株式会社	○	○	○		
新栄タクシー有限公司	○	○	○	○	○
株式会社フジ急	○	○	○	○	○
有限公司旭タクシー		○	○	○	
株式会社上郷タクシー		○		○	
新興タクシー有限公司			○		
土浦タクシー株式会社			○		
関鉄タクシー株式会社			○	○	
有限公司天川タクシー				○	
有限公司佐藤タクシー				○	○